

厚岸町条例第8号

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

厚岸町国民健康保険税条例（昭和33年厚岸町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則第15項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の厚岸町国民健康保険税条例第2条及び第21条の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。